

令和3年11月5日

第109回 神戸市個人情報保護審議会

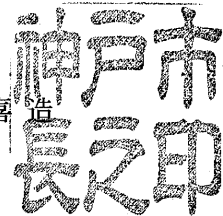
福祉医療費助成事業に係る
国民健康保険高額介護合算療養費支給事務
との給付調整について

(福祉局)

神福国第 2520 号
令和 3 年 11 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費支給事務との給付調整について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局国保年金医療課

国民健康保険高額介護合算療養費支給事務に係る福祉医療費助成との給付調整について
(条例第9条「利用及び提供の制限について」)

【国民健康保険被保険者情報】

高額介護合算勘奨対象者のうち福祉医療費助成受給資格を持つ対象者のある世帯の

- ・被保険者番号
- ・世帯主任基個人番号
- ・診療年月
- ・調整後自己負担金額
- ・調整後高齢分

上記世帯の各個人に係る

- ・被保険者番号
- ・住基個人番号
- ・福祉医療受給者番号
- ・診療年月
- ・給付種別
- ・給付番号
- ・受診者氏名
- ・医療機関名
- ・決定金額
- ・合算対象額
- ・窓口支払額
- ・公費有無
- ・給付コード区分名称
- ・公費法制番号
- ・按分高額療養費

福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費支給事務との給付調整について

1. 趣旨・概要

本事業は、国民健康保険の高額介護合算療養費支給に際し、既に助成済みである福祉医療費助成分を高額介護合算療養費から差し引いて、その差し引き金額を福祉医療費助成事業に振り替えるべく調整する事業である。

国民健康保険事業では、医療保険と介護保険の一定の自己負担額を超えた費用について、高額介護合算療養費として申請に基づき世帯ごとに支給しているが、その自己負担額の算出には、医療機関窓口で自己負担額を予め減額している福祉医療費助成分についても、既に助成しているにも関わらず自己負担額があったものとして、制度上算入される。

高額介護合算療養費支給対象世帯の中に、既に福祉医療の助成を受けている者がいる場合、高額介護合算療養費をそのまま支給すると国民健康保険と福祉医療の二重給付となる。その為高額介護合算療養費を支給する前に、予め福祉医療費助成分を差し引いてその差し引き金額を福祉医療費助成事業に振り替える必要がある。

上記、福祉医療費助成分の差引き額算出のため、高額介護合算療養費支給対象世帯の情報を収集するものである。

【事務の流れ】

① 国民健康保険システムから以下のデータをCSV形式で抽出する。

- ・国民健康保険高額介護合算療養費支給対象世帯のうち、福祉医療の資格を持つ対象者世帯の被保険者番号、世帯主任基個人番号、診療年月、調整後自己負担金額、調整後高齢分。
- ・上記世帯の被保険者番号に紐づく、被保険者番号、住基個人番号、福祉医療受給者番号、診療年月、給付種別、給付番号、受診者氏名、医療機関名、決定金額、合算対象額、窓口支払額、公費有無、給付コード区分名称、公費法制番号、按分高額療養費。

※高額介護合算給付対象者情報リストと、福祉医療受給対象者リストを住基個人番号で突合させ、高額介護合算給付対象かつ福祉医療受給対象である人の情報を抽出

② 下記の要領で対象世帯の個人ごとの医療費自己負担額を算出する

1. 職員がUSB媒体を用いて、①のCSVデータを国民健康保険端末から福祉医療端末を介して福祉医療システムファイルサーバに移動する。
※端末にデータは保存しない。USB内のデータは移動後直ちに消去する。
2. 職員からの指示により、福祉医療システムの保守運用業者である株式会社日立システムズがプログラム（日立システムズ作成）を実行し、集計に必要なデータの加工をおこなう。
※日立システムズはプログラム実行のみをおこない直接はデータを扱わない

③ 国民健康保険高額介護合算療養費支給に係る勧奨により、区役所に申請があった世帯について②のデータを参照し、支給額のうち福祉医療費助成分を算出し、福祉医療費

助成分を差し引いた額を支給する。

- ④ 福祉医療費助成分については国民健康保険事業から福祉医療費助成事業に振り替える。

2. 効果

本来助成する必要がなかった福祉医療費助成額が、国民健康保険事業から福祉医療費助成事業に振り替えられる為、福祉医療費助成事業の適正な運用に資する。また高額介護合算療養費と、福祉医療費助成の二重給付を防ぐことができ、医療費の適正な配分に資する為、被保険者全体にとって公平な制度運用が可能になる。

3. 実施時期

毎年4月実施（初回 令和4年4月）

4. 想定件数

約300件/年

5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機からのシステム操作にあたっては、職員証等IDカード・パスワードによる二要素認証をおこない、端末機の操作を関係職員に限定する。加えて、端末に関するログを取得している。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理がされている保管施設に設置されているサーバにて一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線を使用する庁内基幹系ネットワークに接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。
- ④ サーバ、操作端末のウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義の更新は、庁内基幹業務系ネットワーク上に企画調整局デジタル戦略部が設置しているサーバから自動配信を受ける。

(2) 運用上の保護

- ① サーバ室への入退室は関係者のみに限定されており、監視カメラによる24時間体制で監視カメラによる監視が行われている。
- ② 端末の操作状況を記録する。また、パスワードは適宜変更する。
- ③ 不要になったデータ記録媒体はデータを速やかに消去し、記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなどを用いて、記録内容を復元できないようにして確実に速やかに廃棄する。
個人情報（特定個人情報を含む）の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

システム構成図

基幹系NW

